

中小企業者向け 越前市
制度融資の手引

令和5年度

令和5年4月

越前市産業政策課

目 次

【 制度チラシ 】

制度融資、利子補給制度	1
-------------------	---

【 手引集 】

越前市中小企業等伴走型資金融資制度の概要について	5
越前市中小企業等伴走型資金利子補給制度の概要について	7
越前市小規模企業者支援特別資金融資制度の概要について	9
越前市小規模企業者支援特別資金利子補給制度の概要について	1 1
特定中小企業者の認定について（セーフティネット保証制度関連）	1 2
許認可等を必要とする主な業種	1 7



越前市で事業を行う
中小企業者・創業者の方へ！

中小企業等

伴走型資金融資制度

をご利用ください！

返済期間 最長 **10** 年

実質金利 最小 **0.5%** 相当（最長5年間）です！

融資対象	越前市で事業を行う 中小企業者（小規模企業者含む）・創業者	
融資額	運転	2,000万円以内 返済期間 5年以内
	設備併用	3,000万円以内 返済期間 10年以内 ※ただし、運転・設備併用資金の運転資金に相当する部分は、1,000万円まで
融資利率	2%【利子補給期間中の実質金利0.5～1% （融資利率2%－利子補給1～1.5%）】	
利子補給 ＜一般＞	運転	借入残高の 1% 相当額を 2年間
	設備	// 1.3% 相当額を 3年間
利子補給 ＜優遇＞	運転	// 1.5% 相当額を 3年間
	設備	// 1.5% 相当額を 5年間
償還方法	元金均等割賦償還（据置期間：6カ月以内）	
申込先	福井銀行・北陸銀行・福邦銀行・福井信用金庫・北國銀行の 越前市内の各支店	



【利子補給について】

毎年1/1～12/31の支払利子額に対し、毎年補給額をキャッシュバックします。

（利子補給期間：2～5年間 ※条件によって異なります。） ※別途申請が必要です。

例：1年間の支払利子額が10万円の場合の補給額
 $100,000円 \div 融資利率 2\% \times 1.5\%$ （利子補給＜優遇＞の場合）= 75,000円キャッシュバック
 （100円未満切り捨て）
 実質支払利子額は、25,000円になります。

○**お得な利子補給＜優遇区分＞**をぜひご活用ください！

※適用に関する詳細は、2ページ目をご覧ください。

お問合せ



越前市役所 産業政策課（市役所本庁2F）

TEL 0778-22-3047



中小企業等

伴走型資金融資制度

～続き～

■ 利子補給＜優遇区分＞対象一覧

- ・以下の①～⑥いずれかに当てはまる場合、利子補給＜優遇区分＞が適用されます。
 - ・融資申込時又は利子補給申請時まで、下表提出書類をご提出ください。
- ※利子補給申請毎に提出が必要です。

優遇対象者	要件	利子補給＜優遇区分＞を受けるための条件	提出書類
①企業立地補助金 指定企業 ＜制度の問合せ先＞ 越前市役所 産業政策課 Tel:22-3047	業種等により異なりますので、お問合せ下さい。 (少なくとも2,000万円以上の設備投資が必要)	融資申込日の1年前の日から初回申請を行う日までに、補助金の指定を受けていること。	指定通知書の写し
②非製造業の中小企業・小規模企業者が行う設備の新增設・更新に係る費用に対する融資を受ける方	【中小企業者】 設備投資 5000万円以上 新規雇用者 3名以上 【小規模企業者】 設備投資 2000万円以上	融資申込時に、当該計画が要件を満たすことを武生商工会議所又は越前市商工会に確認を受けていること	要件確認書
③まちなか出店・改装促進支援事業助成金 対象企業 ＜制度の問合せ先＞ まちづくり武生(株) Tel:25-6802	指定エリアでの出店等に関する工事に係る費用が150万円以上	補助金の交付決定を、融資申込日の1年前の日から初年度の利子補給申請日までに受けていること	交付決定通知書の写し
④重点エリア商業活性化補助金 対象企業 ＜制度の問合せ先＞ 越前市役所 観光誘客課 Tel:25-6802	重点エリア（京町界限、総社通り、総社表参道）における飲食料品小売業等、飲食業又は宿泊業の出店等に関する工事に係る費用が200万円以上	補助金の交付決定を、融資申込日の1年前の日から初年度の利子補給申請日までに受けていること	交付決定通知書の写し
⑤越前市健康すまいる事業取組達成事業所 ＜制度の問合せ先＞ 越前市役所 健康増進課 Tel:24-2221	健康経営の重要性を認識し、従業員等の健康維持・増進のため、事業所自ら設定した項目を取組目標とし、達成していること	初年度の利子補給申請日までに認定を受けていること、翌年度以降については、各年度の利子補給申請日までに、申請年度の認定を受けていること	認定証の写し
⑥女性創業者の方	越前市内で創業済または融資申込から3カ月以内に創業予定の女性	融資申込時に、武生商工会議所又は越前市商工会から確認を受けていること	要件確認書



その他の制度融資、 利子補給制度のご紹介

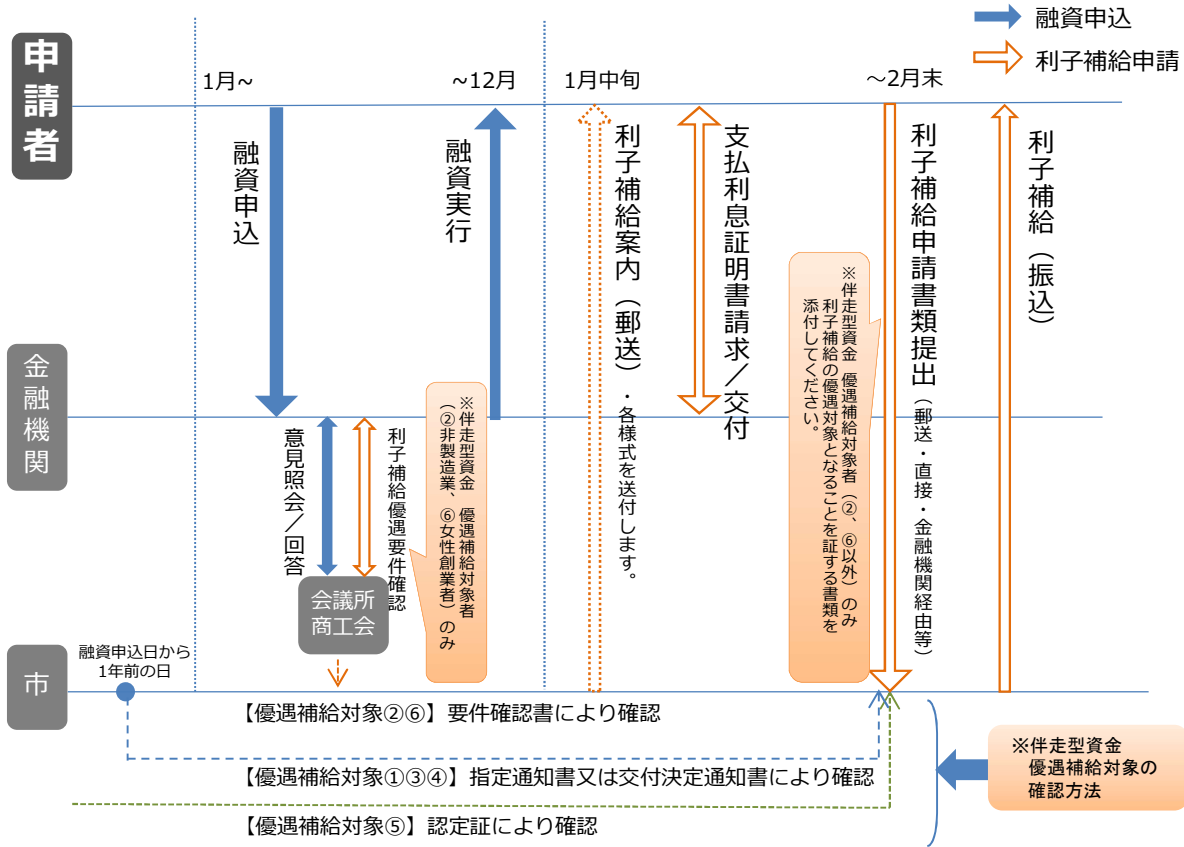
小規模企業者支援特別資金	
対象者	小規模企業者 (中小企業信用保険法第2条第3項に定める)
融資限度額	2,000万円
返済期間	7年以内
融資利率	※県中小企業育成資金(小口)の利率に準じる(R5.4.1現在1.0%)
償還方法	元金均等割賦償還(据置期間6カ月以内)
利子補給 (運転・設備ともに)	1年間 全額
申込先	福井銀行・北陸銀行・福邦銀行・福井信用金庫・北國銀行の越前市内の各支店

■ その他の利子補給制度

		マル経融資利子補給	女性等創業支援資金 利子補給
対象者		マル経融資を受けている方	「女性、若者/シニア起業家資金」又は「中小企業経営力強化資金」を受けており、市内で創業済(予定)の女性又は創業(予定)時において55歳以上の男性
利子補給	運転	1年間 1% or 支払利子額の1/2 いずれか多い額	2年間 全額(累計20万円まで)
	設備	2年間 1% or 支払利子額の1/2 いずれか多い額	
融資申込先		武生商工会議所 ・越前市商工会	日本政策金融公庫

※マル経融資は、県の利子補給も受けられます。

—融資申込及び利子補給申請に係る手続きフローについて— (中小企業等伴走型資金、小規模企業者支援特別資金)



—融資申込及び利子補給申請等に係る要件と提出書類について—

	融資申込		利子補給申請		
	(A) 中小企業等伴走型資金	(B) 小規模企業者支援特別資金	(A) 中小企業等伴走型資金	(B) 小規模企業者支援特別資金	その他 ・福祉融資 ・女性創業支援資金
要件	<ul style="list-style-type: none"> 福井県信用保証協会が定める保証対象業種を営んでいる方 市税を完納している方 償還能力を有している方 設備資金の融資を受ける方の場合、具体的な設備計画を有し、かつ市内に当該設備を設置するものであること 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種の場合、既に当該許可、免許、登録等を受けている方 	<ul style="list-style-type: none"> 市内で1年以上継続して事業を営んでいる方 	<ul style="list-style-type: none"> 当該融資を受けており、確実に元金及び利子の返済を行っている方 市税を完納している方 		
提出書類	【融資申込書と共に提出】 <ul style="list-style-type: none"> 市税に滞納なしの証明書 設備資金の融資を受ける方の場合、見積書、契約書等 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種の場合、当該許可、免許、登録証等の写し その他金融機関が認める書類 		【利子補給交付申請書兼請求書と共に提出】 <ul style="list-style-type: none"> 返済額一覧表の写し及び支払利息証明書 市税に滞納なしの証明書 ※申請書に同意があれば不要 優遇補給を受ける方の場合、それを証する書類((A)のみ) ※チラシ表面優遇対象一覧添付書類欄に記載 		

その他、詳しくは越前市HPから「制度融資の手引」をご覧ください。

【申込先】 福井銀行・北陸銀行・福邦銀行・福井信用金庫・北國銀行の市内各支店

【お問合先】 越前市役所 産業政策課 (市役所本庁 2F)

TEL : 0778-22-3047 / FAX : 22-5167

MAIL : syoukou@city.echizen.lg.jp



越前市中小企業等伴走型資金

融資制度の概要について

1 目的

金融機関による経営指導等を伴った伴走型融資の実行により、企業の経営力強化に繋げ、中小・小規模企業者の持続的発展、事業承継を促進する。

2 資金の種類

中小企業等伴走型資金

3 資金の用途

(1) 運転資金 物品の仕入資金、手形決済資金、人件費等で事業者がその事業を継続して営むために必要な資金

ただし、次に掲げる資金は対象外とする。

- ア 株、土地投機等の投機的な資金
- イ 転貸資金
- ウ 他の債務の返済資金
- エ 既存融資の借り換え資金

(2) 設備資金 事業を円滑に、かつ、効率的に遂行するために固定的、耐久的設備に投下される資金

ただし、次に掲げる資金は対象外とする。

- ア 市外に当該設備を設置するための資金
- イ 既に支払済みの設備に対する資金
- ウ 既存融資の借り換え資金

4 融資対象者

(1) 対象者 中小企業者（小規模企業者含む）／創業者

(2) 要件

- 1 福井県信用保証協会が定める保証対象業種を営んでいること。
- 2 中小企業者（小規模企業者を除く）の場合、市内で1年以上継続して事業を営んでいること。
小規模企業者の場合、市内で事業を営んでいるか、3ヶ月以内に創業予定であること。
- 3 市税を完納していること。

- 4 償還能力を有していること。
- 5 設備資金の融資を受けるものは、具体的な設備計画を有し、かつ市内に当該設備を設置するものであること。
- 6 許認可を必要とする業種は、既に当該許可、免許、登録等を受けていること。

5 担保 取扱金融機関の定めによる。

6 保証人 取扱金融機関の定めによる。(信用保証協会の保証付融資は対象外)

7 取扱金融機関 福井銀行、北陸銀行、福邦銀行、福井信用金庫、北國銀行の市内にある支店

■ 提出書類

① 申込時 <申込者 → 取扱金融機関>

書 類	備 考
<input type="checkbox"/> 越前市中小企業等伴走型資金融資申込書	要綱・様式集 p10
<input type="checkbox"/> 市税に滞納なし(過年度分含む)の証明書	
<input type="checkbox"/> 見積書、契約書等の写し	設備資金の場合
<input type="checkbox"/> 許認可証等の写し	許認可が必要な業種の場合
<input type="checkbox"/> その他取扱金融機関が必要と認める書類	

② 意見照会時 <取扱金融機関 → 商工会議所・商工会>

書 類	備 考
<input type="checkbox"/> 申請者から提出された書類一式の写し	
<input type="checkbox"/> その他商工会議所・商工会が必要と認める書類	

④ 市に報告 ……毎月翌月10日までに提出 < 取扱金融機関 → (代表店にてとりまとめ) → 市産業政策課へ >

書 類	備 考
<input type="checkbox"/> 貸付状況報告書	要綱・様式集 p12
<input type="checkbox"/> 申込者から提出された書類一式の写し	
<input type="checkbox"/> 償還予定表(初回実行分を含む)	
<input type="checkbox"/> 利子補給優遇要件確認書	利子補給優遇対象者(非製造業、女性創業者)の申請の場合

越前市中小企業等伴走型資金

利子補給制度の概要について

1 補給対象者

- ・ 越前市中小企業等伴走型資金の融資を受けている事業者
- ・ 資金の返済において、確実に元金及び利子の返済を行っていること
- ・ 市税を完納していること

2 補給金の額

次の式で算出した金額を補給します。(100円未満切り捨て)

補給金額＝対象支払利子額÷融資利率(2%)×補給利率

※対象支払利子額・・・補給対象期間内において支払うべき利子のうち、毎年1月1日から12月31日までの支払利子額(延滞利子等を除く)

※補給対象期間と補給利率・・・下の表のとおり

〈補給対象期間と補給利率〉

	一般補給	優遇補給
運転	2年間 1%	3年間 1.5%
設備	3年間 1.3%	5年間 1.5%

※補給対象期間は融資実行日から起算します。

3 優遇補給について

次ページの優遇補給対象一覧に該当する方は、一般補給と比べ交付年数及び補給率が優遇されます。優遇内容は上の表のとおりです。

4 申請手続き

申請者から市に提出された交付申請書類に基づき、越前市が申請者に対象の利子を補給します。

■優遇補給対象一覧

	対象要件		確認方法	添付書類	問合せ先
	制度概要	要件			
①企業立地補助金 指定企業	市内企業が行う生産施設・設備の増設・更新に対する補助	業種等により異なりますので、お問合せ下さい。 (少なくとも 2,000 万円以上の設備投資が必要)	融資申込日の 1 年前の日から初回申請を行う日までに、補助金の指定を受けていること。	指定通知書の写し	産業政策課 22-3047
②中小企業・小規模企業者が行う設備の増設・更新に係る費用に対する融資で、要件が右記を満たす場合		【中小企業者】 設備投資 5000 万円以上、新規雇用者 3 名以上 【小規模企業者】 設備投資 2000 万円以上	融資申込時に、当該計画が要件を満たすことを武生商工会議所又は越前市商工会に確認を受けていること	要件確認書	産業政策課 22-3047
③まちなか出店・改装促進支援事業助成金 対象企業	中心市街地の指定エリアでの出店や店舗改装等に係る費用への補助 (補助率 2 分の 1)	指定エリアでの出店等に関する工事に係る費用が 150 万円以上	補助金の交付決定を、融資申込日の 1 年前の日から初年度の利子補給申請日までに受けていること	交付決定通知書の写し	まちづくり武生(株) 25-6802
④重点エリア商業活性化補助金 対象企業		重点エリア(京町界限、総社通り、総社表参道)における飲食料品小売業等、飲食業又は宿泊業の出店等に関する工事に係る費用が 200 万円以上			観光誘客課 25-6802
⑤越前市健康すまいる事業取組達成事業所	職場環境・雇用環境に関する取組などを行う事業所を認定	健康経営の重要性を認識し、従業員等の健康維持・増進のため、事業所自ら設定した項目を取組目標とし、達成していること	初年度の利子補給申請日までに認定を受けていること、翌年度以降については、各年度の利子補給申請日までに、申請年度の認定を受けていること	認定証の写し	健康増進課 24-2221
⑥女性創業者 (越前市内で創業済または融資申込から 3 カ月以内に創業予定の女性)		-	融資申込時に武生商工会議所又は越前市商工会に確認を受けていること	要件確認書	産業政策課 22-3047

※利子補給申請毎に、添付書類の提出が必要となります。

越前市小規模企業者支援特別資金

融資制度の概要について

1 目的

国の定める小口零細企業保証制度を利用し、市内の小規模企業者に必要な資金の融資を行うことにより、小規模企業者の事業の円滑化、商工業の振興に寄与することを目的とする。

2 資金の種類

小規模企業者支援特別資金

3 資金の用途

- (1) 運転資金 商品・原材料等の仕入資金、買掛金・未払金の決済資金、人件費 等
ただし、次に掲げる資金は対象外とする。
- ア 株、土地投機等の投機的な資金
 - イ 転貸資金
 - ウ 他の債務の返済資金
 - エ 既存融資の借り換え資金
- (2) 設備資金 営業用建物の新築・改築資金、機械・車両取得資金 等
ただし、次に掲げる資金は対象外とする。
- ア 市外に当該設備を設置するための資金
 - イ 既に支払済みの設備に対する資金
 - ウ 既存融資の借り換え資金

4 融資対象者

- (1) 対象者 小規模企業者
- (2) 要件
- 1 福井県信用保証協会が定める保証対象業種を営んでいること。
 - 2 市内で1年以上継続して事業を営んでいること。
 - 3 市税を完納していること。
 - 4 償還能力を有していること。
 - 5 設備資金の融資を受けるものは、具体的な設備計画を有し、かつ市内に当該設備を設置するものであること。
 - 6 許認可を必要とする業種は、既に当該許可、免許、登録等を受けていること。

5 担 保 取扱金融機関の定めによる。

6 保証人 取扱金融機関の定めによる。

7 取扱金融機関 福井銀行、北陸銀行、福邦銀行、福井信用金庫、北國銀行の市内にある支店

■ 提出書類

① 申込時 <申込者 → 取扱金融機関>

書 類	備 考
<input type="checkbox"/> 越前市小規模企業者支援特別資金融資申込書	要綱・様式集 p 23
<input type="checkbox"/> 「市税に滞納なし（過年度分含む）」の証明書	
<input type="checkbox"/> 見積書、契約書等の写し	設備資金の場合
<input type="checkbox"/> 許認可証等の写し	許認可が必要な業種の場合
<input type="checkbox"/> その他取扱金融機関が必要と認める書類	

② 要件確認時 <取扱金融機関 → 商工会議所・商工会>

書 類	備 考
<input type="checkbox"/> 申請者から提出された書類一式の写し	
<input type="checkbox"/> その他商工会議所・商工会が必要と認める書類	

③ 保証協会への申込 <取扱金融機関 → 福井県信用保証協会>

書 類	備 考
<input type="checkbox"/> 申込者から提出された書類一式の写し	
<input type="checkbox"/> その他福井県信用保証協会が必要と認める書類	

④ 市に報告 ・ ・ 毎月翌月 10 日までに提出

< 取扱金融機関 → (代表店にてとりまとめ) → 市産業政策課へ >

書 類	備 考
<input type="checkbox"/> 貸付状況報告書	要綱・様式集 p 24
<input type="checkbox"/> 申込者から提出された書類一式の写し	
<input type="checkbox"/> 償還予定表 (初回実行分を含む)	

越前市小規模企業者支援特別資金

利子補給制度の概要について

1 補給対象者

- ・ 越前市小規模企業者支援特別資金の融資を受けている事業者
- ・ 資金の返済において、確実に元金及び利子の返済を行っていること
- ・ 市税を完納していること

2 補給金の額

対象支払利子額の全額を補給します。

補給対象期間は、融資実行日から起算して1年以内です。

※対象払利子額・・・補給対象期間内において支払うべき利子のうち、毎年1月1日から12月31日までの支払利子額（延滞利子等を除く）

3 申請手続き

申請者から市に提出された交付申請書類に基づき、越前市が申請者に対象の利子を補給します。

特定中小企業者の認定について (セーフティネット保証制度関連)

セーフティネット保証制度（中小企業信用保険法第2条第5項）は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。この制度を利用するためには、事業所の所在地を管轄する市町長の認定を受ける必要があります。

【中小企業信用保険法第2条第5項】

・第1号（連鎖倒産防止）関係

以下のいずれかの要件を満たす中小企業者

- ・経済産業大臣の指定を受けた者（再生手続開始申立等事業者）に対して50万円以上の売掛金債権又は前渡金返還請求権を有していること。
- ・申請者の全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上であること。

指定事業者については、中小企業庁のホームページを参照してください。

・第4号（突発的災害（自然災害等））関係

以下の要件全てを満たす中小企業者

- ・指定を受けた地域において、1年間以上継続して事業を行っている。
- ・災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

指定を受けた地域及び指定期間については、中小企業庁のホームページを参照してください。

・第5号（業況の悪化している業種）関係

以下のいずれかの要件を満たす中小企業者

- ・指定業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比マイナス5%以上の中小企業者。
- ・指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品

等価格に転嫁できていない中小企業者。

- ・ 指定業種に属する事業を行っており、円高の影響により、原則として最近 1 ヶ月間の売上高等が前年同月に比して 10% 以上減少していること。かつ、その後 2 ヶ月間の売上高等が前年同期に比して 10% 以上減少することが見込まれる(※ 1)中小企業者(※ 2)。

※ 1 最近 2 ヶ月の売上高等の実績値とその翌月を含む 3 ヶ月間の見込み値で認定申請することも可能。

※ 2 売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した書面（理由書）が必要。

最近 3 ヶ月間とは、最大で 6 ヶ月前までさかのぼることができる。

取扱期間及び指定業種については、中小企業庁のホームページを参照してください。

・ 第 7 号（金融取引の調整）関係

以下の要件全てを満たす中小企業者

- ・ 経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整をしている金融機関等と金融取引を行っており、当該指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が 10% 以上であること。
- ・ 指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して 10% 以上減少していること。
- ・ 金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。

指定金融機関については、中小企業庁のホームページを参照してください。

セーフティネット保証制度には、この他に、第 2 号（取引先企業のリストラ等の事業活動の制限）、第 3 号（突発的災害（事故等））、第 6 号（取引金融機関の破綻）、第 8 号（金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡）があります。

内容については、中小企業庁金融課、福井県信用保証協会、又は市へお問い合わせください。

【認定申請の留意事項】

提出書類

- ・ 申請書 2部 (市保管分1部、申請者渡し分1部)
- ・ 法人登記簿謄本の写し 1部 (法人事業所の場合)
- ・ 確認資料※ 1部

※確認資料について

● 第1号（連鎖倒産防止業種）認定の場合

- ・ 指定事業者に対する売掛金等を確認できる資料
例) 裁判所届出資料、受取手形、取引先の支払通知書、売掛帳簿、不渡り手形の写し
- ・ 指定事業者に対する取引依存度が確認できる資料
例) 原則として決算書類。なお、取引額が確認できない場合は、月別残高試算表や得意先別売上帳簿の写し。

● 第4号（突発的災害）認定の場合

- ・ 売上高又は販売数量が確認できるもの
例) 月別試算表、売上元帳の写し

【留意事項】

- ・ 減少率の小数点以下の桁数に定めはありませんが、小数点以下2桁でお願いします。
- ・ 金額の単位は千円単位でも結構です。
- ・ 建設業の場合は、完成工事高又は受注残高を記入して下さい。

● 第5号（業種）認定の場合

- ・ 許認可証の写し（許認可の必要な業種のみ）
- ・ 売上高または工事完成高が確認できるもの
例) 月別試算表、売上元帳の写し

【留意事項】

- ・ 減少率の小数点以下の桁数に定めはありませんが、小数点以下2桁でお願いします。
- ・ 金額の単位は千円単位でも結構です。
- ・ 建設業の場合は、完成工事高又は受注残高を記入して下さい。

● 第7号（金融取引の調整）認定の場合

- ・ 残高証明書の写し（直近のものと前年同期のもの）
- ・ 決算報告書の写し（借入金明細表が記載されているもの）

【留意事項】

- ・借入残高には、手形割引等の金額は含めないで下さい。
- ・金融機関の範囲は、中小企業信用保険法施行令第1条の2に規定する金融機関を指します（下表の通り）

1	銀行
2	信用金庫・信用金庫連合会
3	労働金庫・労働金庫連合会
4	信用協同組合・信用協同組合連合会
5	農業協同組合・農業協同組合連合会
6	漁業協同組合・漁業協同組合連合会
7	農林中央金庫
8	商工組合中央金庫
9	国際協力銀行
10	日本政策投資銀行
11	日本政策金融公庫
12	沖縄振興開発金融公庫
13	保険会社

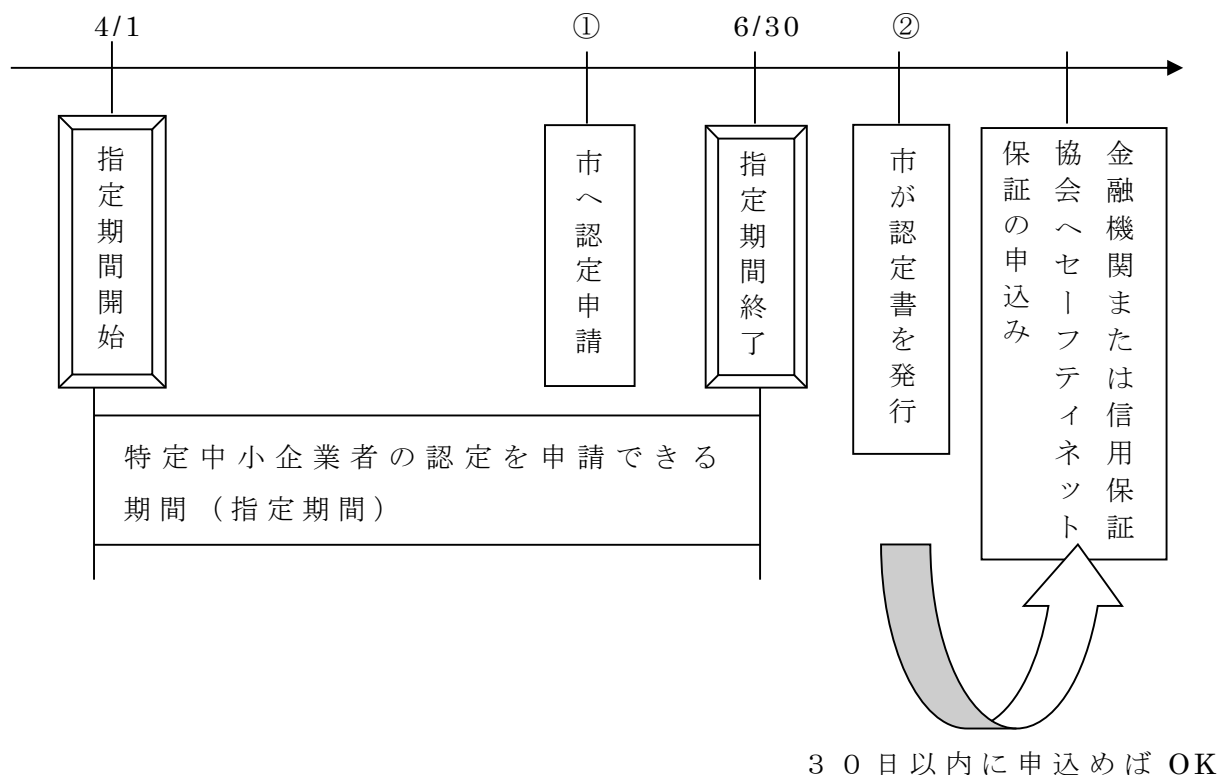
経営安定関連保証（セーフティネット保証）の 指定期間・認定書の有効期間の取扱いについて

1 概要

- (1) 指定期間は、セーフティネット保証を受けようとする中小企業者が市長に対して「特定中小企業者」の認定の申請を行うことができる期間です。
- (2) 認定を受けた中小企業者は、認定書が発行されてから30日以内（認定書の有効期間）にセーフティネット保証の申込みを行えば、本申込みは有効なものとしします。

2 中小企業者のメリット

- ・ 指定期間内に市長に認定申請を行えば、認定書の発行が指定期間を経過していても有効です。
- ・ 認定書の有効期間内に信用保証協会にセーフティネット保証を申込みれば、保証承諾が認定書の有効期間を経過していても有効です。



- ① 指定期間は、特定中小企業者の認定の申請を行うことができる期間です。
- ② 認定書発行から保証申込みの受付までは30日以内です

◇許認可等を必要とする主な業種

業 種	許可等	根 拠 法	有効期間
食料品製造業	許可	食品衛生法(第52条)	} 5年をくだらない期間
食料品販売業	許可	食品衛生法(第52条)	
飲食店、喫茶店	許可	食品衛生法(第52条)	
建設業	許可	建設業法(第3条)	5年
一般旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(第4条)	
特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(第43条)	
一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(第3条)	
特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(第35条)	
旅館業	許可	旅館業法(第3条)	
古物営業	許可	古物営業法(第3条)	
薬局	許可	薬事法(第4条)	6年
医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造販売業	許可	薬事法(第12条)	5年又は6年
医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造業	許可	薬事法(第13条)	5年又は6年
医薬品販売業	許可	薬事法(第24条、26条、28条、30条)	6年
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業、賃貸業	許可	薬事法(第39条)	6年
医療機器修理業	許可	薬事法(第40条の2)	5年
一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第7条)	2年
産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第14条)	5年
特定管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第14条の4)	5年
有料職業紹介事業	許可	職業安定法(第30条)	3年(更新時5年)
病院、診療所、助産所	許可	医療法(第7条)	
宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法(第3条)	5年
酒類製造業	免許	酒税法(第7条)	
酒母・もろみ製造業	免許	酒税法(第8条)	
酒類販売業	免許	酒税法(第9条)	
第1種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法(第5条)	
液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(第3条)	
一般労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(第5条)	3年(更新時5年)
家畜商	免許	家畜商法(第3条)	
浄化槽清掃業	許可	浄化槽法(第35条)	期限を付することができる(概ね2年)
興行場(映画館、劇場)	許可	興行場法(第2条)	
浴場業	許可	公衆浴場法(第2条)	
測量業	登録	測量法(第55条)	5年
砂利採取業	登録	砂利採取法(第3条)	
採石業	登録	採石法(第32条)	
建築士事務所	登録	建築士法(第23条)	5年
電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律(第3条)	5年
自動車分解整備事業	認証	道路運送車両法(第78条)	
揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(第3条)	
揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(第12条の2)	
軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(第12条の9)	

(注: 本表の許可等については、事業法の制定、改廃があった場合必要に応じて見直しを行う。)

(参考) 融資関連ホームページURL一覧

福井県信用保証協会 <http://www.cgc-fukui.or.jp/>

中小企業庁 <http://www.chusho.meti.go.jp/>
(金融支援施策情報) <http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/index.html>

越前市 <http://www.city.echizen.lg.jp>

中小企業者向け「越前市」制度融資の手引
—令和5年度—

令和5年4月発行

お問い合わせ先

越前市産業政策課

〒915-8530 越前市府中一丁目13-7

電話 0778-22-3047

F A X 0778-22-5167

E-Mail: syoukou@city.echizen.lg.jp
